

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

規 則

- 規則第30号 宇治市介護保険規則の一部を改正する規則
……………（介護保険課）…2

告 示

- 告示第82号 議決予算の公表……………（財政課）…2
○告示第83号 指定居宅介護支援事業者の指定
……………（介護保険課）…5

公 告

- 公告第53号 農業委員会定例総会の招集……（農林茶業課）…5
○公告第55号 物品（2t回転板式パッカー車（ハイブリッド塵
芥車））の売払いに係る一般競争入札……（まち美化推進課）…5
○公告第56号 農用地利用集積等促進計画の認可
……………（農林茶業課）…7

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第45号 選挙管理委員会の招集……………7

公 営 企 業

- 告示第3号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理
の開始……………7
○公告第19号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………7

規則

宇治市介護保険規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。
令和8年7月31日
宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第30号

宇治市介護保険規則の一部を改正する規則
宇治市介護保険規則（平成12年宇治市規則第42号）の一部を次のように改正する。
別記様式第3号及び別記様式第5号中「809,000円」を「826,500円」に改める。
附 則
この規則は、令和8年8月1日から施行する。

告示

宇治市告示第82号

議決予算の公表について

令和8年6月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。
令和8年7月31日
宇治市長 松村 淳子

令和8年度宇治市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度宇治市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,593,200千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為の補正）
第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。
（地方債の補正）
第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16.国庫支出金		16,848,958	10,500	16,859,458
	2.国庫補助金	2,161,832	10,500	2,172,332
17.府支出金		7,534,788	1,310	7,536,098
	2.府補助金	2,052,862	1,310	2,054,172
21.繰越金		0	7,190	7,190
	1.繰越金	0	7,190	7,190
23.市債		5,666,600	24,200	5,690,800
	1.市債	5,666,600	24,200	5,690,800
歳入合計		79,550,000	43,200	79,593,200

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3.民生費		38,737,247	16,500	38,753,747
	1.社会福祉費	18,781,568	16,500	18,798,068
6.農林水産業費		469,170	1,700	470,870

	2. 林業費	115,043	1,700	116,743
7. 商工費		2,331,726	21,000	2,352,726
	1. 商工費	2,331,726	21,000	2,352,726
10. 教育費		8,836,405	4,000	8,840,405
	5. 社会教育費	1,181,815	4,000	1,185,815
歳出合計		79,550,000	43,200	79,593,200

第2表 債務負担行為補正

1. 変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
J R宇治駅前自動車駐車場・近鉄大久保駅前自動車駐車場指定管理事業	自 令和 8年度 至 令和13年度	30,000	自 令和 8年度 至 令和13年度	42,000

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
地域福祉施設整備事業債	14,800	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証書借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年5%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

2. 変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	証券発行の方法によ	証書借入又は	年5%以内	政府資金に				

商工施設整備事業債	58,900	って起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券発行 発行価格 は額面 金額100 円につき 98円以上 とする。	ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について 、利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率。	融資条件によ る。銀行その 他の場合には 、その債権者 と協定するも のとする。 ただし、財 政等の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、も しくは繰上償 還又は借換え することがで きる。	68,300	補正前 による	補正前 による	補正前 による	補正前 による
-----------	--------	---	---	---	---	--------	------------	------------	------------	------------

令和8年度宇治市一般会計補正予算（第2号）
令和8年度宇治市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,000千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,663,200千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16.国 庫 支 出 金		16,859,458	64,500	16,923,958
	2. 国 庫 補 助 金	2,172,332	64,500	2,236,832
20.繰 入 金		844,600	5,500	850,100
	1. 基 金 繰 入 金	844,600	5,500	850,100
歳 入 合 計		79,593,200	70,000	79,663,200

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4.衛 生 費		5,631,028	70,000	5,701,028
	1. 保 健 衛 生 費	2,534,289	70,000	2,604,289
歳 出 合 計		79,593,200	70,000	79,663,200

令和8年度宇治市水道事業会計補正予算（第1号）
（総則）
第1条 令和8年度宇治市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（収益的収入及び支出）
第2条 予算第3条中、収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入
(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 水道事業収益 4,549,023千円 0千円 4,549,023千円
第1項 営業収益 3,284,414千円 △70,000千円 3,214,414千円
第2項 営業外収益 1,264,487千円 70,000千円 1,334,487千円

（他会計からの補助金）
第3条 予算第10条を、次のとおり改める。
水道料金等減免事業、低所得者水道使用料減額事業及び上水道事業債等利子償還に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、844,581千円である。

令和8年度宇治市公共下水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度宇治市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,744,245千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額288,724千円、過年度分損益勘定留保資金172,650千円及び当年度分損益勘定留保資金1,282,871千円で補てんするものとする。）。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	4,716,179千円	154,500千円	4,870,679千円
第1項 企業債	3,200,500千円	154,500千円	3,355,000千円

宇治市告示第83号

指定居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

令和8年7月31日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの 種類
	事業所の所在地			
26712 01800	ケアプランセンターK-HOME 宇治市五ヶ庄西川原21番地の117	株式会社K-HOME	令和8年8 月1日	居宅介護 支援

公 告

宇治市公告第53号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第1回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和8年7月16日

宇治市長 松村 淳子

開会日時 令和8年7月21日 午後2時00分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 会長の選出について
 - 会長職務代理者の選出について
 - 農地利用最適化推進委員の委嘱について
 - その他

（揭示済）

宇治市公告第55号

物品（2t回転板式パッカー車（ハイブリッド塵芥車））の売払いに係る一般競争入札について

物品（2t回転板式パッカー車（ハイブリッド塵芥車））の売払について、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年7月17日

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	6,460,424千円	154,500千円	6,614,924千円
第1項 建設改良費	4,042,762千円	154,500千円	4,197,262千円

（債務負担行為の補正）

第3条 予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

1. 追加 (単位 千円)

事 項	期 間	限度額
雨水貯留施設（半白貯留管）整備工事（その2）	自 令和8年度 至 令和9年度	450,000

（企業債の補正）

第4条 予算第6条中、起債の限度額を次のとおり補正する。
起債の限度額「3,200,500千円」を「3,355,000千円」に改める。

宇治市長 松村 淳子

1 入札により売り払う物品

物品名	物品詳細	
2t回転板式パッカー車（ハイブリッド塵芥車）	車名	日野
	自動車の種別	普通
	乗車定員	3人
	車台番号	XKU600-0001116
	型式	SJG-XKU600X
	自動車登録番号	京都830 せ 112
	原動機の型式	N04C-H1
	総排気量	4,000リットル
	トランスミッション	オートマチック
	初度登録年月	平成24年2月
	車検証有効期限	令和8年11月30日
	走行距離	170,876km
	車両重量	4,220kg
	車両寸法	L=522cm
		W=187cm
		H=226cm
	燃料の種類	軽油
	車両の色	緑
	リサイクル料金	9,300円
	最大積載量	2,000kg
	備考	平成13年騒音規制車

- ※ 走行距離は令和8年6月10日（水）時点のものであり、使用中の車両であるため増加する。
- ※ 物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。
- ※ Lは長さとし、Wは幅とし、Hは高さとする。

2 入札方法

- (1) 本公告に係る物品の売払いは、K S I インターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。
- (2) 官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が定める利用規約、初心者ガイド等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。
- URL <https://www.pages.kankocho.jp/gui>

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員となっている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び順守することができること。
- (6) その他ガイドラインに定めるところによる。

4 入札の参加申込

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。

5 物品の確認

- (1) 確認の受付
- 令和8年7月17日（金）から同年8月4日（火）まで（各日午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に(4)の担当課へ電話にて予約すること。
- (2) 確認日
- 令和8年8月5日（水）から同月7日（金）（各日午後1時30分から午後3時まで）
- (3) 場所
- 京都府宇治市宇治琵琶33番地
- (4) 担当課
- 宇治市人権環境部まち美化推進課
- 電話番号 0774-20-8692
- (5) その他
- 試乗はできない。

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付するこ

と。

- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。
- (3) 落札者が、11(2)の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

7 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

物品名	予定価格
2 t 回転板式パッカー車 （ハイブリッド塵芥車）	395,000円（リサイクル料金を含む。）

8 入札期間等

- (1) 参加申込期間
- 令和8年7月17日（金）から同年8月4日（火）まで
- (2) 入札期間
- 令和8年8月18日（火）午後1時から同月25日（火）午後1時まで
- (3) 開札日時
- 令和8年8月25日（火）午後1時
- (4) 場所
- 官公庁オークション上

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

10 落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が2以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選をいう。）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名とみなす。

11 契約

- (1) 契約保証金
- 入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。
- (2) 契約締結期限
- 令和8年9月4日（金）午後5時
- なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払いの決定を取り消すものとする。
- (3) 契約締結の方法
- 契約書（2通）に、必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて(2)の契約締結期限までに問合せ先に直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

12 売払代金の納付

- (1) 納付期限
- 令和8年9月8日（火）午後2時30分
- (2) 納付方法
- 売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。
- (3) その他の費用
- 契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

13 所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

14 その他

- (1) 市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。
- (2) 売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入札すること。
- (3) 1 から 1 4 までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和 4 4 年宇治市規則第 1 号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、1 から 1 4 までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市人権環境部まち美化推進課

郵便番号 6 1 1 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府宇治市宇治琵琶 3 3 番地

電話番号 0 7 7 4 - 2 0 - 8 6 9 2

（揭示済）

宇治市公告第 5 6 号

農用地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第 5 項の規定により次のとおり認可したので、同条第 7 項の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 2 2 日

宇治市長 松村 淳子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

（所有権移転関係）

申請年度	申請番号	所有権を移転する土地
令和 8 年度	第 1 2 号	宇治市横島町島前 4 - 1 宇治市横島町島前 5 - 1 宇治市横島町島前 7 宇治市横島町島前 8

2 認可した日

令和 8 年 7 月 2 2 日

（揭示済）

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第 4 5 号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 8 条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和 8 年 7 月 9 日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

日 時	令和 8 年 7 月 9 日（木） 午前 1 0 時～
場 所	宇治市役所 選挙管理委員会室
議 題	委員会の議決すべき議案について
日 時	令和 8 年 8 月 6 日（木） 午前 1 0 時～
場 所	宇治市役所 選挙管理委員会室
議 題	委員会の議決すべき議案について
日 時	令和 8 年 9 月 1 日（火） 午前 9 時 3 0 分～
場 所	宇治市役所 選挙管理委員会室
議 題	選挙人名簿の定時登録について 他

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第 3 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道施設保全課にて一般の縦覧に供します。

令和 8 年 7 月 3 1 日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和 8 年 7 月 3 1 日	五ヶ庄芝ノ東の一部・三番割の一部	分流式	宇治市木幡北島地内 東宇治浄化センター
令和 8 年 7 月 3 1 日	横島町清水の一部・一丁田の一部・三十五の一部、宇治善法の一部・御廟の一部、羽拍子町の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第 1 9 号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、令和 8 年 6 月 2 6 日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和 8 年 7 月 3 1 日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第 5 5 3 号 前田設備